

町職員 の 給

大磯町では、事務職員、保育士、幼稚園教諭、消防士など約
ています。こうした町の職員の給与や勤務状況などを「大磯町人
をお知らせします。（詳細は町民情報コーナー及び町ホームペー

職員採用数

	平成17年度		平成16年度	
一般職	3人	(3人)	6人	(0人)
消防職	2人	(0人)	0人	(0人)
合計	5人	(3人)	6人	(0人)

※ ()内は女性の数の内数です。

一般行政職の級別職員数等の状況 (各年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数		構成比	
		平成17年	平成16年	平成17年	平成16年
1級	主事補	3人	4人	2.1%	2.7%
2級	主事	16人	14人	11.0%	9.4%
3級	主任主事	37人	39人	25.3%	26.2%
4級	主査	28人	26人	19.2%	17.4%
5級	副主幹	30人	31人	20.5%	20.8%
6級	課長	22人	25人	15.1%	16.8%
7級	部長	10人	10人	6.8%	6.7%
合計		146人	149人	100.0%	100.0%

- 大磯町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 職員数には、税務職員、保健師、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員を含みません。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。

職員研修の状況

研修の種類		平成16年度	平成15年度
庁内研修	新採用職員研修	6人	5人
	議会傍聴研修	6人	4人
	人権研修	272人	229人
	窓口研修	実施なし	17人
	指定管理者制度研修	24人	実施なし
	危機管理研修	36人	38人
	他市町合同研修	16人	10人
派遣研修	新採用職員研修	6人	7人
	職員初級	9人	4人
	職員中級	2人	6人
	監督者	2人	1人
	課長級	1人	0人
	部長級	1人	1人
その他研修		48人	35人
合計		429人	357人

※職員の資質向上と組織の活性化を図るために庁内研修及び派遣研修を実施しています。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況

区分	平成16年度					平成15年度				
	降任	免職	休職	降給	計	降任	免職	休職	降給	計
分限処分	0	0	0	0	0	1	0	6	0	7
懲戒処分	1	4	1	0	6	0	2	0	0	2

※分限処分中の休職は、病気等によるものです。

給与改定の概要

平成17年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて、平成17年12月に給与の改定を行っています。（一般職）

項目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△3.0%改定	H17.12～	△3.0%改定
	平均△4.8%改定（最高△7.0%）	H18.4～	平均△4.8%改定（最高△7.0%）
手当	配偶者に係る扶養手当を500円減額	H17.12～	配偶者に係る扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増	H17.12～	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8～10%から地域手当一律3%に改定	H18.4～	地域手当を0～最高18%支給に改定

（常勤特別職：町長・助役・収入役・教育長）

項目	大磯町の改定状況	実施時期	国
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8%から地域手当3%に改定	H18.4～	地域手当を0～最高18%支給に改定

勤務時間等及び年次休暇の取得状況

- 職員の勤務時間
職員の勤務時間は、原則的に午前8時30分から午後5時15分の1日8時間、週40時間です。
- 年次休暇の平均取得状況

平成16年(1月1日～12月31日)	平成15年(1月1日～12月31日)
6.3日	6.5日

※職員には20日間の年次有給休暇が与えられます。

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

	大部門	職員数		対前年増減数
		平成17年	平成16年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務	54	54	0
	税務	13	13	0
	民生	41	39	2
	衛生	25	25	0
	労働	0	0	0
	農林水産	6	7	△1
	商工	4	3	1
	土木	23	23	0
小計	169	167	2	
特別行政部門	教育	60	62	△2
	消防	43	42	1
公営企業部門	小計	103	104	△1
	下水道	8	9	△1
	その他	9	10	△1
小計	17	19	△2	
合計(人)		289 (334)	290 (334)	△1

- 特別行政部門は、教育長を含めた職員数です。また、公営企業会計部門の「その他」欄は、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健事業のそれぞれの職員数の合計です。
- 「合計」欄の()内は、条約定数です。
- 職員数の「対前年増減数」は、平成16年度に対する平成17年度の増減であり、新規採用者及び関連業務の増や事務の効率化及び退職者に伴う減です。

給与抑制措置の状況

（一般職）
行財政改革のため、平成16年4月から調整手当の支給率を一律10%から部長・課長級の支給率を8%（△2%）、副主（技）幹・主査級の支給率を9%に削減するとともに、管理職手当を部長級15%（△3%）・課長級14%（△3%）・副主（技）幹級12%（△3%）に削減を実施しています。

（常勤特別職：町長・助役・収入役・教育長）
行財政改革のため平成13年度から期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%カットを実施しています。